

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共施設等運営権制度(コンセッション制度)を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税21) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税17) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)における公共施設等運営権制度(以下「コンセッション制度」という。)の活用促進を図るため、逦増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設する。(平成30年度要望)。 《関係条項》 準備金制度創設に向けた水道法の改正を検討中
4	担当部局	(主要望)厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課 (従要望)内閣府民間資金等活用事業推進室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年6月～同年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
7	適用又は延長期間	—
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・人口減少下で、安全な水を強靱な施設により供給する水道事業等の持続性を確保するため、広域化や官民連携を通じた効率化の推進等による経営基盤の強化が必要とされている。 ・特にコンセッション制度においては、水道事業等の運営に民間の経営原理が導入されることから、厳しい財政状況の下での効果的・効率的な事業運営を可能にする1つの方策として、その導入を促進することが求められている。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—(平成28年6月2日閣議決定)(抄) II 生産性革命を実現する規制・制度改革 2-3. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等) (1)KPIの主な進捗状況 《KPI》「10年間(2013年度～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」 ⇒2013年度～2014年度のPPP/PFIの事業規模は、2.4兆円(2016年3月時点の数値) (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)成熟対応分野で講ずべき施策 ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、水道法(昭和32年法律第177号)に規定することを検討する。</li> <li>・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。</li> <li>・水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。</li> </ul> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄) 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化 ④ 都市の活力の向上等 上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP/PFIの活用を検討する。</p> <p>○PPP/PFI 推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定) 4. 集中取組方針 (2) 重点分野と目標 ②水道 平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【内閣府体系】 政策3 経済財政政策の推進 施策⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p> <p>【厚生労働省体系】 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—(平成28年6月2日閣議決定)(抄) II 生産性革命を実現する規制・制度改革 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)成熟対応分野で講ずべき施策 ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・本措置により、コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間が限定され、その契約期間の満了時までには負担する償却費(更新投資に係る費用)が事業期間後期に向けて逡増するため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題が解消される結果、同方式</p>

			の活用促進が見込まれる。
9	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間が限定され、その契約期間の満了時までには負担する償却費(更新投資に係る費用)が事業期間後期に向けて逡増するため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題がある。</li> <li>(※)水道事業等におけるコンセッション制度を活用したPFI事業については、他の重点分野の目標に対する達成状況(例:空港は4件実施)と比べてとき、その導入は進んでいない。(0件)</li> <li>・特に水道事業等は公益性の高い事業であることを踏まえれば、事業経営の安定化は非常に重要であり、コンセッション制度の活用を促進するため、事業期間後期に向けて逡増する償却費を事業期間前期において積み立てできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課税の先送りを認めることにより、水道事業等を実施する民間事業者の費用負担の平準化が可能となり、経営の安定化が図られるものとなる。</li> <li>・これにより、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題が解消される結果、同方式の活用促進が見込まれる。</li> </ul> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>—</p>
	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合と同様の課題を背景とする新幹線鉄道大規模改修準備金制度等を踏まえ、事業期間後期に向けて逡増する償却費を事業期間前期において積み立てできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課税の先送りを認めることは、妥当な措置である。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業について、事業費の一部を交付する生活基盤施設耐震化等交付金により、事業開始前の地方公共団体の負担の軽減を図っている。</li> <li>・また、本特例措置により、事業開始後について、民間事業者の費用負担の平準化が可能となり、経営の安定化が図られるものと考えている。</li> <li>・このように、両支援措置が相まって、開始前後の地方公共団体及び民間事業者の負担の軽減が図られることにより、水道事業等におけるコンセッション制度の活用が一層促進されることが見込まれる。</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増加が前提で水道料金収入増が見込まれていた時代から、人口が減少に転じ、水道料金収入の減少が多くの地域で現実化している時代へと移り、水道事業の経営の困難さが増している。</li> <li>・こうした状況に対応するために、水道事業等の経営基盤強化に向けて、民間企業の経営ノウハウや人材の活用にも積極的に取り組むことは、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施などする責務を有する地方公共団体に対して、新たな選択肢を提供するものとなる。</li> </ul>
11	有識者の見解		<p>水道事業の基盤強化方針に盛り込むべき事項(平成28年1月水道事業基盤強化方策検討会)(抄)</p> <p>Ⅱ 各論</p> <p>2 経営基盤強化について</p>

		<p>(5)官民連携の推進</p> <p>官民連携には、水道事業の個別の業務を委託する形のほか、第三者委託やPFIの活用など様々な形があり、水道事業者は、経営の弱点や地域の実情に応じて様々な展開を検討すべきである。</p>
12	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>